

# 茨城県最低賃金

資料9  
最低賃金制度  
のマスコット  
チェックマン

令和7年10月12日から

使用者も労働者も  
必ずチェック☑



時間額 **1,074円** 前年比  
+69円

\*年齢やパート・学生・アルバイトなどの働き方の違いにかかわらずすべての労働者に適用されます。

## 茨城県の特定(産業別)最低賃金

\*特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

産業名	時間額	発効日
鉄鋼業	<b>1,166円</b>	R8.3.1
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業(機械器具製造業等)	<b>1,105円</b>	R8.3.1
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業(電気・精密機械器具等製造業)	<b>1,115円</b>	R8.3.19
各種商品小売業	1,074円 県最低賃金適用	改正なし

事業主の皆さまへ 賃金の引上げを支援します。

生産性向上を支援する「業務改善助成金」や非正規雇用を労働者の処遇改善を支援する「キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)」、労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主を支援する「働き方改革推進支援助成金」など様々な支援策があります。

☑支援策の詳細はHPをチェック



厚生労働省HP  
「賃上げ」支援助成金パッケージ



働き方改革推進支援助成金やキャリアアップ助成金など、働き方改革に関連する助成金の相談を社会保険労務士などの専門家が無料で承ります。

働き方改革推進支援センターHP



## パートナーシップ構築宣言

発注者と消費者の皆さまも  
価格転嫁に御理解を!



## 茨城県による支援事業

茨城県でも賃金引上げ支援策を行っております。

詳細は茨城県のホームページをご確認ください。

